

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年9月30日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第41号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会事務局の項中「及び不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室」
を削る。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(会計室物品会計課)